

改正後	改正前
<div data-bbox="792 244 1120 566">府子本第391号 27初幼教第28号 雇児保発1207第1号 平成27年12月7日 <u>【最終改正】こ成保第606号</u> <u>8初幼教第5号</u> <u>令和8年10月1日</u></div> <div data-bbox="152 595 611 807">各 <div data-bbox="224 620 551 783">都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 児童相談所設置市市長</div>殿</div> <div data-bbox="571 825 1115 903"><u>こども家庭庁成育局保育政策課長</u> <u>文部科学省初等中等教育局幼児教育課長</u></div>	<div data-bbox="1767 244 2094 421">府子本第391号 27初幼教第28号 雇児保発1207第1号 平成27年12月7日</div> <div data-bbox="1137 630 1836 807"><u>各都道府県民生主管部（局）長</u> <u>各都道府県私立学校主管部（局）長</u> <u>各都道府県教育委員会幼稚園関係事務主管部課長</u> 殿 <u>各指定都市・中核市民生主管部（局）長</u></div> <div data-bbox="1512 873 2083 1000"><u>内閣府子ども・子育て本部参事官</u> <u>（子ども・子育て支援担当）</u> 竹 林 経 治</div> <div data-bbox="1512 1066 2083 1193"><u>内閣府子ども・子育て本部参事官</u> <u>（認定こども園担当）</u> 三 谷 卓 也</div> <div data-bbox="1512 1259 2083 1337"><u>文部科学省初等中等教育局幼児教育課長</u> 淵 上 孝</div>

子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について

[略]

1. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対する指導監査等の種類について

(1) 各施設及び事業に対する認可制度等に基づく指導監査（以下「施設監査」という。）について

各特定教育・保育施設等に対し認可を行う者は、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）等に基づき、認可基準の遵守（職員配置基準や面積基準の遵守等）等の観点から、以下を踏まえ、施設監査を行うものである。

○対象となる施設・事業及び監査に係る根拠法並びに監査指針等

[表略]

※ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、保育所型は保育所、幼稚園型は幼稚園、地方裁量型は認可外保育施設として指導監査を実施。その上で、認定権者である都道府県の判断により、必要に応じ、認定こども園としての認定基準の遵守状況等を実地調査等により確認。

地方裁量型認定こども園について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について

[同左]

1. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対する指導監査等の種類について

(1) 各施設及び事業に対する認可制度等に基づく指導監査（以下「施設監査」という。）について

各特定教育・保育施設等に対し認可を行う者は、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）等に基づき、認可基準の遵守（職員配置基準や面積基準の遵守等）等の観点から、以下を踏まえ、施設監査を行うものである。

○対象となる施設・事業及び監査に係る根拠法並びに監査指針等

[同左]

※ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、保育所型は保育所、幼稚園型は幼稚園、地方裁量型は認可外保育施設として指導監査を実施。その上で、認定権者である都道府県の判断により、必要に応じ、認定こども園としての認定基準の遵守状況等を実地調査等により確認。

<p><u>（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等の防止等に関する確認を行うときは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について」（府子本第373号・27文科初第1136号・雇児発1207第1号平成27年12月7日内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に示す幼保連携型認定こども園の監査調書及び自己点検票を参照すること。</u></p> <p>〔(2)・(3) 略〕</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>〔(2)・(3) 同左〕</p> <p>〔2 同左〕</p>
---	-----------------------------------